

高砂市訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、訪問看護師及び訪問介護員（以下「訪問看護師等」という。）がサービスを提供する際に利用者等からの暴力行為等の対策として2人体制での訪問が必要となるにもかかわらず、利用者、家族等の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合において、加算相当額の一部を補助することにより、訪問看護師等の安全確保を図り、もって訪問看護師等の離職の防止に資することを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 この要綱による補助の対象となる者は、兵庫県内に事業所が所在し、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問看護事業、介護予防訪問看護事業又は訪問介護事業を行う事業者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 この要綱による補助の対象となる経費は、補助対象事業者が当該年度内に市の介護保険の被保険者に対して実施する訪問看護事業、介護予防訪問看護事業又は訪問介護事業に要する経費のうち、あらかじめ当該補助対象事業者が市と協議し、次に掲げる要件の全てを満たすと市長が認めた2人訪問に要する経費とする。

- (1) 訪問看護師等に対する暴力行為及び著しい迷惑行為並びに器物破損行為への安全確保のため、2人での訪問が必要と認められること。
- (2) 2人でのサービス提供について、利用者、家族等の同意が得られないことに相当の理由があり、介護報酬上の2人訪問加算が適用できないと認められること。

(補助金の交付)

第4条 市は、予算の範囲内において、補助対象事業者に対し、補助金を交付する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第7条の規定による申請をした日の属する年度の兵庫県福祉部補助金交付要綱別表（訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業に係るものに限る。）の補助金の額の項に定める補助基準単価に当該申請をした日の属する年度内に複数名訪問による訪問看護、介護予防訪問看護又は訪問介護を行った回数に乗じた額に、3分の2に乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(交付申請に係る事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次条の規定による申請をする前に、あらかじめ補助金交付申請事前協議書（様式第1号）に関係書類を添えて、指定する期日までに市長に提出し、協議をしなければならない。

(交付申請)

第7条 申請者は、次に掲げる書類を、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第2号）

- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類
(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、補助金の交付の可否について審査を行い、当該申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、前条の規定による申請が不適當であると認めるときは、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
(変更申請)

第9条 前条第1項に規定する交付決定を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、同項の規定による補助金交付決定通知書の内容に変更を生じた場合は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容について審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。
(現況報告書の提出)

第10条 補助事業者は、現況報告書（様式第7号）に関係書類を添えて、年1回、補助対象期間（補助の対象となる訪問を初めて行った日の属する月から当該年度の3月までの期間をいう。以下この条において同じ。）のおおむね半期に当たる時期に提出しなければならない。ただし、補助対象期間が3箇月以内の場合については、この限りでない。
(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、第8条第1項に規定する交付決定を受けた事項の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、当該事項の完了後、30日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業実績報告書
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、補助金交

付額確定通知書（様式第9号）により当該実績報告をした補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第10号）を、市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求があったときは、市長は、速やかに当該請求に係る補助金を当該請求をした補助事業者に交付するものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。